4 下水第 2 号

井手町公共下水道面整備

マンホールポンプ設置(その 6)工事

# 特 記 仕 様 書

平成 24 年度

井手町上下水道課

# 第1章　総　　則

## 1. 適用範囲

1-1. 本仕様書は、井手町公共下水道面整備マンホールポンプ設置(その6)工事（以下「本工事」という。）に適用する。

1-2. 本工事は、契約書及び設計図書等によるほか、この特記仕様書並びに日本下水道事業団「機械設備一般仕様書」及び「電気設備工事一般仕様書」並びに「電気設備標準図」、「土木工事共通仕様書(案)・土木請負工事必携・土木工事施工管理基準」(平成22年4月　京都府)によるものとする。

1-3. 設計図書及び本特記仕様書並びに共通仕様書に示されていない事項については、学会その他で技術的に認められている基準に基づき、井手町の承諾を得ること。

1-4. 設計図書及び本特記仕様書並びに共通仕様書に示されていない事項についても、施工上必要と考えられるものについては、監督職員の指示により施工しなければならない。

1-5. 受注者は、保険の付保及び事故の補償について、共通仕様書に基づき適正に加入すること。また、労働保険関係成立証明書及び建設業退職金共済組合掛金収納書を提出すること。

## 2. 共通事項

2-1. 受注者は、設計図書、現地等を十分に精査または調査等を行った上で入札を行うものとし、契約後の異議の申し立てはこれを認めない。

ただし、本町が必要と認めた変更対象はこの限りでない。

2-2. 本工事の施工に際して諸法規により規制され、準拠すべき事項、その内容手続き対策等を事前に調査し対処すること。

2-3. 受注者は、設計図書に基づき施工目的物を本町が定める工期内に安全且丁寧に施工し、完成させなければならない。

2-4. 受注者は、設計図書に明示されていないものまたは、疑義を生じた場合は監督職員の指示承諾を得て施工を行う。

## 3. 施工条件事項

3-1. 受注者は、工事を施工する場合において再生資源利用促進計画書、残土処理計画書、廃棄物処理計画書等を作成し、所定の手続きを行うこと。

3-2. 工事施工において道路または私有地を使用する場合は、道路管理者または私有地管理者に対し、その使用に関する手続きを受注者の責任において行うことは勿論、保安設備、用地補償などは総て受注者の負担で処理すること。

3-3. 受注者は、工事施工による公衆災害防止の徹底に努めること。

3-4. 受注者は、災害防止について共通仕様書によるほか、工事期間中は専任の保安要員を常駐させ、建設機械の出入り等には誘導・監視を行い、他の交通車両及び歩行者の安全確保に努めること。

3-5. 現場代理人は前項において発生した工事災害に対し、発生原因、発生状況、および処理方法を書面に記載し、監督職員に報告を行うこと。

3-6. 本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練を作業員全員の参加により実施しなければならない。また、その内容については共通仕様書によるものとする。

3-7. 受注者は、施工上事故が生じた場合、または、井手町及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに責任をもって処置するとともに、その一切の補償をしなければならない。なお、その内容について遅延なく監督職員に報告すること。

3-8. 機械設備、電気設備、配管材料、弁類および付属機器などについては承諾図を作成し、監督職員の承諾を得た後に、工場製作、発注または購入を行うこと。

3-9. 工期は作業期間内の雨天及び休日等の作業不能日数を含んで設定している。
なお、休日等には日曜日、祝日、全土曜日、年末・年始休暇を見込んでいる。
ただし、工事実施の都合上、休日及び閉庁日または夜間等(指定作業時間外)に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員に届け出なければならない。

3-10. 通行規制は最小限の通行規制にとどめるように努力し、綿密な計画を立て監督職員と協議しその指示に従うものとする。なお、交通誘導員は安全確保のため配置し、通行規制の周知徹底に努めるものとする。

3-11. 試運転については、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。
試運転に要する費用は、受注者の負担とする。

## 4. 一般事項

4-1. 受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に標示板を設置しなければならない。標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じて作成するものとし、別紙(別紙－1～3)を参照すること。

| 工事内容:下水道面整備工事を行っています |
|---|
| 工事種別:下水道工事 |

標示板の内容については、事前に監督職員の承諾を得ること。

4-2. 本工事の進捗状況に従い、工程毎の写真撮影をカラーフィルムまたはデジタルカメラで行い、工程、日時、場所、形状および寸法などを明示し、工事完成時に工事写真集として監督職員に提出のこと。なお、工事完成前であっても監督職員が必要に応じて写真の提出を求めることがある。

4-3. 前項の写真の焼付は、「カラーサービスサイズ」としフィルムも合わせて提出のこと。
デジタルカメラの場合は、データも添付すること。

4-4. 本町がその必要を認めた場合は工事内容の変更または工事中止を行うことがある。これにより請負金額または工期に変更の生じる時は本町と受注者の協議によりこれを決定する。

4-5. 前項の協議において質義が生じた場合は本町の解釈による。

4-6. 本工事施工に用いる機械の内、届け出を必要とする機種については、速やかに監督官庁に対し手続きを行うこと。

4-7. 前項の機種の使用に際しては監督官庁の指導要綱を遵守すること。手続きに要する費用は総て受注者の負担とする。

4-8. 本工事の施工に当り電力会社などへの必要な手続きは総て受注者が本町を代行してこれらを行うものとし、それに要する費用は受注者の負担とする。

4-9. 本工事に使用する機器、配管材料および主要材料については、監督職員が必要と認めた物については、工事立合い試験および検査を行うことがある。

立合い検査に必要な経費は特に明示しない限り総て受注者の負担とする。

4-10. 工事竣工検査には受注者および主要工事関係者が立合いし、検査員が不合格個所を指摘した場合は、検査員の指示する期限内に手直しを完成させること。

4-11. 前項の手直しが完成されたと検査員が認めた時期に受注者から引き継ぎを行うものとする。

5. その他

5-1. 工事施工にあたっては、地元関係者及び関係機関と十分協議を行い、トラブルのないよう配慮すること。

5-2. 工事に伴う苦情や損傷に対しては、受注者が責任を持って対応しさらには措置するものとする。その内容については、監督職員に速やかに報告すること。

5-3. 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。

受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

5-4. 本工事における交通誘導員の計上は、 8 名である。交通誘導員の設計変更については、出来高のみの増額変更はしない。ただし、根拠及び内容が妥当である場合については変更対象とする。

なお、工事全体での配置人員を明示しているため、実際の配置人員が明示している人員以下である場合は、出来高不足となり減額変更の対象とする。

5-5. 軽油については、JIS 規格軽油を使用すること。燃料検査を実施する時は協力をしなければならない。

5-6. 受注者は、下記書類を提出し承諾を得なければならない。

1. 契約後 7 日以内に提出するもの。

(1) 工事着手届　2 部
(2) 工事工程表　3 部
(3) 施工計画書　1 部(契約後 15 日以内)
(4) 現場代理人等通知書及び経歴書　2 部

2. 期間中に提出するもの。

(1) 緊急連絡網　1 部
(2) 主要材料承諾願　2 部
(3) 主要材料承諾図　指定部数
(4) 主要材料試験表　1 部
(5) 工事日報　1 部
(6) 月間工程表　指定部数
(7) 下請け使用承諾願　指定部数
(8) その他仕様書に指示するもの　指定部数
(9) 監督職員が指示するもの　指定部数

3. 工事完成時に提出するもの。

(1) 工事完了届　2 部
(2) 施設設備完成図書　2 部 (A4 金文字黒表紙)
(3) 主要機器取扱説明書　3 部
(4) 必要な運転要領書・説明図書　3 部
(5) 工事記録写真　2 部
(6) 各種機器試験成績表　1 部
(7) 施工に伴う試験成績、測定結果表　1 式
(8) その他町が指定するもの　1 式

5-7. 他業者との関連工事がある時は工程を調整の上、工程表を作成し監督職員の承諾を得て施工のこと。

5-8. 他業者の工程を理由に工事の遅れが生じることのないよう相互協力により工事を完成させること。

5-9. 監督職員は関連業者間の工程調整を行う上で、作業の一時中止または突貫工事を命じることがある。

5-10. 本工事中の設備の全部または一部について、方法、機構および意匠などについて特許権、実用新案権および意匠権などの登録がなされている場合、これらの権利の実施権行使については、受注者が一切の責任を負うものとする。

5-11. 本設備に使用する機器材料は、下記の現行標準規格等に準拠するものとする。

ただし、特に指定のある場合はこの限りでない。

(1) 電気設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)
(2) 機械設備工事一般仕様書(　〃　)

(3) 日本工業規格(JIS)
(4) 電気規格調査会標準規格(JEC)
(5) 日本電機工業会標準規格(JEM)
(6) 日本電線技術委員会標準規格(JCS)
(7) 電気設備技術基準(通産省令)
(8) 内線規定(電気技術基準調査委員会編)
(9) 電気設備工事共通仕様書(国土交通省)

5-12. 使用回路電気方式は、原則として動力回路は交流3相3線式 200V 60HZ、電灯回路は交流単相2線式 100V 60HZとする。

5-13. 基本単位、誘導単位及び補助計量単位は計量法によることを標準とする。

5-14. 使用状態は、標高300m以下、周囲温度 最高40℃を想定し、製作に当たっては、現地を充分調査し適切に対応するものとする。

# 第2章　機 械 設 備

1．マンホールポンプ設備

1-1.　本ポンプは、マンホール内に流入した汚水を揚水するものである。

1-2.　仕様

| | |
|---|---|
| 型式 | 汚水汚物用水中ポンプ(着脱装置付き)<br>改良型ノンクロッグタイプ |
| ポンプ口径 | φ65 mm |
| 吐出量 | 0.16 $m^3$/min |
| 全揚程 | 5.2 m |
| 電動機出力 | 0.75 kW |
| 周波数 | 60 Hz |
| 電圧 | 200 V |
| 台数 | 2 台 |

1-3.　本ポンプは汚水を揚水するためのもので、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とする。

ポンプは振動や騒音が少なく、円滑に運転できると共に、有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とすること。

1-4.　各部の構造

(1) ポンプに使用する電動機は、乾式水中形誘導電動機とする。

(2) ケーシングは内部圧力および振動等に対する機械的強度ならびに腐食・摩耗を考慮した良質の製品とする。ケーシングは分解、組立が容易であり、分解する場合には、羽根車が主軸に取り付けられたままで上部に取出せる構造とすること。

(3) 羽根車は良質強靭な製品とし、固形物の混入に対し、堅ろうであること。羽根車は、平衡を十分とると共に、表面を滑らかに仕上げること。

(4) 主軸は電動機軸を延長したもので、伝達トルク及び捩り振動に対しても十分な強度を有すること。

(5) 軸封部にはメカニカルシールを用い、運転中、停止中を問わず、異物がモータ内に侵入しないように中間に油を密封した二段構造とすること。また、シール等の取替えは容易に行える構造とすること。

(6) 回転部重量及び水力スラストは、電動機に内装した軸受にて支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑なる自己潤滑が出来る構造とすること。

(7) 配管との接続フランジ寸法は、JIS 10K に準ずること。

1-5. 使用材料

| | |
|---|---|
| ケーシング | FC200 以上 |
| 羽根車 | SCS13 |
| 主軸 | SUS420J2 |
| 着脱装置 | SCS13 |

1-6. 保護装置

(1) 異常温度上昇を検知するサーマルスイッチを内蔵すること。また外部出力ができること。

(2) 油・水がモータ部に侵入しないよう浸水溜まり室を設けること。浸水溜まり室はモータ室とメカニカルシール室から独立した構造とする。

(3) 浸水溜まり室には、浸水検知器を内蔵すること。また外部出力ができること。

1-7. ポンプの検査は、日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとし、製作工場にて組立完了後 JIS B 8301 に準拠した性能試験を行う。

1-8. 据付は、水準器等によって正確に行うこと。動力ケーブルはポンプの吊上げ、分解時に必要な長さとし、制御盤端子台以外での接続は原則として、行わないものとする。

マンホール内にはケーブル及び吊上げ用チェーンの支持金具(SUS304)を取付けること。

1-9. 付属品(1 台につき)

| | |
|---|---|
| 水中ケーブル(制御盤まで) | 一式 |
| 吊上用チェーン(SUS304) | 一式 |
| ポンプ着脱装置<br>(ガイドパイプ SUS304) | 一式 |
| 基礎ボルト、ナット(SUS304) | 一式 |
| 空気抜弁(25A SCS) | 一式 |
| 吸い込みノズル | 一式 |
| その他必要なもの | 一式 |

1-10. 塗装は、日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書の塗装(エポキシ樹脂系)に準ずるものとする。

1-11. 逆止弁は、ポンプ吐出側に設け、ポンプ停止時の逆流を防止するものである。

仕様・主要部材質

| | |
|---|---|
| 形式 | ボール式 |
| 口径 | φ65 mm |
| 台数 | 2 台 |
| フランジ規格 | JIS10K |
| 弁箱 | SCS13 相当 |
| ボール | NBR 相当 |

1-12. ボール弁は、ポンプ吐出側に設けポンプ等のメンテナンス時に使用するものである。

仕様・主要部材質

| | |
|---|---|
| 形式 | ボール弁 |
| 口径 | φ65 mm |
| 台数 | 2 台 |
| フランジ規格 | JIS10K |
| 弁箱 | SCS13 相当 |
| 弁棒 | SUS304 相当 |
| 弁体 | SUS304 相当 |

1-13. 予旋回槽は、マンホール内のスカム及び堆積物を残さず回収できる構造であること。

| | |
|---|---|
| サイズ | 2 号マンホールに適合するもの(ポンプ 2 台用) |
| 材質 | FRP 製(内部モルタル充填) |

# 第3章　電 気 設 備

1. 電気設備

1-1. 動力制御盤は、マンホールポンプを制御するものである。

1-2. 仕様

| | |
|---|---|
| 盤名称 | マンホールポンプ制御盤 |
| 形式 | 屋外自立形(前面扉、操作小扉有) |
| 構造等 | 防雨形(スペースヒータ付・サーモ有) |
| | 盤内照明付(ドアスイッチ有) |
| 材質 | 外箱:SUS304、 部品取付板:鋼板 |

1-3. 規格　　JEM-1265

1-4. 構造

形式　　CX 以上

盤の各部の鋼板の厚みは下記以上とする。

| | |
|---|---|
| 箱体 | 2.0 ㎜ |
| 扉 | 2.0 ㎜ |
| 屋根 | 2.0 ㎜ |
| 部品取付板 | 2.3 ㎜ (鋼板) |

1-5.付属品

| | |
|---|---|
| 基礎ボルト | 一式(ステンレス) |
| ランプ | 各種 1 個 |
| ヒューズ | 取付け数の 100%(予備品) |
| グローブ | 取付け数の 10%(予備品) |
| 補助継電器 | 取付け数の 5%(最低 1 個)(予備品) |
| タイマ | 取付け数の 5%(最低 1 個)(予備品) |
| 換気ファン | 一式(予備品) |

1-6. 一般事項

ア. 盤の寸法は、図面又は特記仕様書を参照し承諾図において決定する。

イ. 盤の仕上がり面及び側面板には、止めビス等が出ない構造とすること。

ウ. 防雨構造とし、直射日光による温度上昇を考慮した構造とすること。

エ. 屋根は、正面が高く背面が低い片流れ式とすること。

オ. 扉の把手を備え、その開閉を頻繁に行っても容易に破損するおそれの無いものとし、原則として、共通キーで施錠する構造とすること。

カ. 蝶番は、ドアが片下がりしないよう十分な強度を有し、裏蝶番を使用すること。

キ. ドアストッパーを取り付けること。
ク. 盤内収納機器保護のため、換気ファン(サーモ付き)と換気口を設け、環境条件範囲内に盤内の温度を保つ構造とすること。
ケ. 底板を設けること。
コ. ケーブル穴カバーは、難燃性で十分な強度をもち、かつケーブル損傷を与えないものとすること。
サ. 線番号等は全体計画を勘案して効率よく、かつ合理的に立案すること。
シ. 番の名称銘板及び盤番号銘板は合成樹脂製とし、その取付は原則としてステンレス製ビス止めとする。なお合成樹脂の伸縮を考慮すること。
ス. 盤の上部吊り金具は、原則として据付後に取外しボルト穴は塞ぐものとする。なお、取外した吊り金具は、納入すること。
セ. 盤内収納機器は、保守点検が容易にできる配置であること。
ソ. 維持管理上タイマ等調節の必要な機器は、操作しやすい位置に設置し、用途名称の添付及び設定値を明記すること。
タ. 端子台は、ケーブル接続時の端末処理及び整線が適切に行える取付位置とすること。また、端子台に接続する圧着端子は、原則として丸型端子を使用すること。
チ. 扉を開けずに非常用発電機を接続できる接続口を持つ構造とすること。
ツ. 制御回路
① 制御回路に用いる電線は原則として1.25ｍ㎡より線(JIS C 3307又はJIS C 3316)以上を使用すること。
② 配線の固定部は、金属部分が配線を直接押圧しない構造とすること。
③ 配線の端子部には、原則として丸型圧着端子を使用し、端子圧着部とリード導体露出部には絶縁被覆をかぶせること。
④ 配線の分岐は端子部(器具付属の端子を含む)で行い、端子１ヶ所にて行うこと。
⑤ 配線の端子接続部分には、配線記号を付すか又は配線記号を付したマークバンド又はチューブを取付けること。なお、マークバンドは容易に脱落しない構造であること。
⑥ 電線被覆の色別は下記のとおりとする。
一般　　：黄
接地線　：緑

テ. 逆相、欠相、過電流等の保護を行うための保護リレーを設けること。
ト. 主回路、制御回路、の負荷電流(容量)を確認すること。
ナ. 配線用遮断器等のトリップ値は、ケーブル等の許容電流以下とすること。ただし、電動機等の負荷の場合は、監督職員と協議すること。

ニ. 計器用変流器、変圧器は、負荷(定格)電流に対する余裕、過電流強度等を考慮し適正な容量とすること。
ヌ. 電流計、水位指示計、運転時間計、運転回転計を取付けること。
ネ. 付属器具
① 制御用スイッチ
A) 制御用スイッチは、ねん回形及びボタン形とし、把手の形状及び操作の規定は、JEM−1137、JIS C 4520を原則とする。
B) ねん回形スイッチの可動接点は、耐摩耗性、耐アーク性のある誘導率が良好な金属を使用し、接触圧力に経年変化を生じない他力接触式(スプリングは耐錆性)のものであること。
② 端子台
A) JIS C 2811によるものとし、各端子間には隔壁を設けることを原則とする。なお、制御用端子台は全端子数の10%以上の空端子を設けること。
B) 端子台には、着脱可能な難燃性透明カバーを設けること。
C) 盤には発電機電源ケーブル引込口、発電機電源ケーブル接続用の端子を設ける。また、商用電源と発電機電源を同時に投入できない構造とすること。
③ 電磁接触器
電磁接触器の耐久性は次に示す性能以上とする。(JEM−1038)
開閉頻度　1号
機械的開閉耐久性　1種
電気的開閉耐久性　1種
④ 表示灯
A) 盤内球種は、LEDランプとすること。
B) LEDの交換は、原則として容易に交換できる構造とする。
C) 集合表示灯で一灯表示式のものについては、ランプチェックができること。
D) グローブの形式は、丸形又は角形とし、変色し難い合成樹脂製とすること。

1−7. 塗装
1. 盤内外面共、ポリウレタン樹脂又はエポキシ樹脂の全つや仕上げとする。
2. ハンドル把手は塗装等を施し錆びが発生しないよう処理すること。ハンドル把手の塗装はポリウレタンクリアラッカーの透明仕上げとする。
3. 1及び2項により難い場合は、同等以上のもので耐蝕にすぐれた塗装等を使用すること。
4. フレームその他の鉄部分はボンデライス、パーカーライスなど十分な下地処

理を行ったうえ、下塗り(1回)、仕上塗り(1回)を施すこと。

ただし、焼付塗装以外の方法による場合は、上記のうち仕上塗りを2回とし、内1回は、現地組立据付後行うことができる。

5. 塗色は、特に指定するもののほかは下記を標準とする。

5Y7／1

1-8. 非常通報装置(コンソス CSDX(P)相当)

本装置は、マンホールポンプ制御盤内に設置し、NTT 一般加入回線を使用して、警報を発するもので、通報先の自動切替及び呼び出しの繰り返し動作を行う。

付属品

電話機

メーカ標準付属品

1-9. ポンプ運転概要

ポンプは自動交互運転とし、故障時は自動飛越運転を行う。水位上昇時は2台同時運転を行う。自動停止の際は停止レベル確認後、タイマにより一定時間経過してから停止する。

また、水位計故障時のバックアップのために、ポンプ始動用(高水位用)とポンプ停止用(低水位用)の二つのフロートスイッチを設ける。

1-10. 計装設備機器

1. 投込圧力式水位計

| | |
|---|---|
| 数量 | 1組 |
| 取付方法 | 盤内取付 |
| 測定方法 | 圧力式 |
| 測定範囲 | 0～約7m |
| 測定対象 | 汚水 |
| 電源 | AC200V 60Hz |
| 接点出力 | 6点以上 |
| 水位出力 | DC 4～20mA |

機器構成

| | |
|---|---|
| 検出器 | 1台 |
| 変換器 | 1台 |
| 検出器吊下チェーン(SUS製) | 1式 |
| 検出器中空ケーブル | 20 m |
| その他必要なもの | 1式 |

2. フロートスイッチ

| | |
|---|---|
| 数量 | 1組 |
| 形式 | 転倒式 |

| | |
|---|---|
| 電圧 | AC200V |
| 使用目的 | ポンプ運転制御及び高水位警報用 |
| 設置場所 | 汚水マンホール内 |
| 測定対象 | 汚水 |
| 付属品 | 専用ケーブル |

1-11. マンホールポンプ制御盤保護のため、監督職員が指示するフェンスを設置すること。なお、設計変更の対象とする。

別紙－1

（標示板の設置）

◎（標示板の設置）

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：下水道面整備工事を行っています
工事種別：下水道工事

（標示板の記載例）
［工事標示板］

| | |
|---|---|
| 設置位置 | ・工事区間の起終点に設置する。 |
| | ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 |
| | ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。 |
| 設置期間 | ・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。 |
| 規格色彩等 | ・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「下水道工事」等の工事種別は青地に白抜文字とする。 |
| | ・「下水道面整備工事を行っています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 |
| | ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 |
| | ・縁の余白は2cm、縁線の太さは0．5cmとする。 |
| | ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 |
| | ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）をつけること。 |

別紙－２
（迂回路標示板の記載例）
［迂回路標示板］
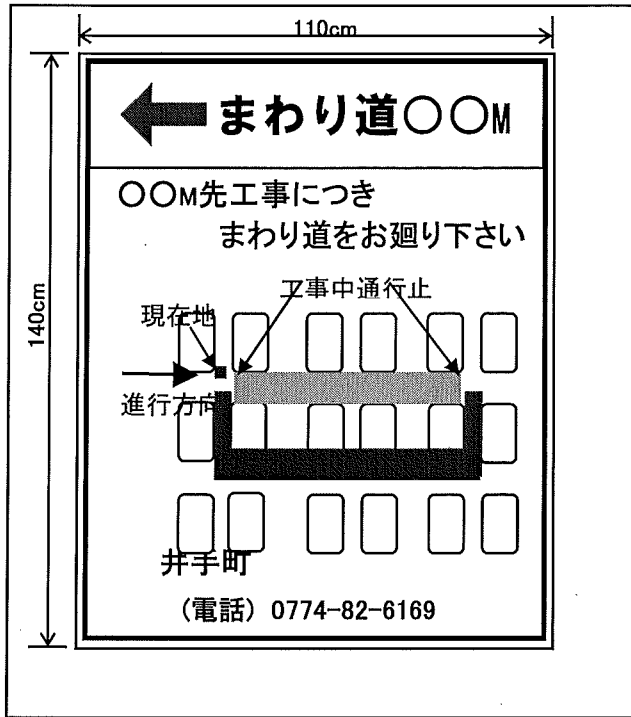
| | |
|---|---|
| 設置位置 | ・工事のため迂回路を必要とする場合に、迂回路の入口と迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）に設置するものとする。 |
| | ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。 |
| 設置期間 | ・迂回路を必要とする工事開始から工事終了までの間設置する。 |
| 規格色彩等 | ・矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 |
| | ・縁の余白は2cm、縁線の太さは0．5cmとする。 |
| | ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 |
| | ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）をつけること。 |

※迂回路標示板については、特にドライバーへの工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

別紙－３
（工事情報看板の記載例）
［工事情報看板］
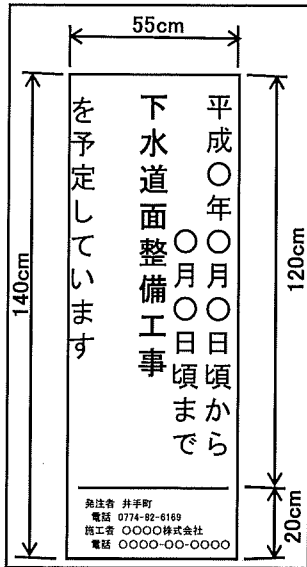
［工事情報看板］

| | |
|---|---|
| 設置期間 | ・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。 |
| 設置位置 | ・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 |
| | ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。 |
| 規格色彩等 | ・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「下水道面整備工事」等の工事内容については青色文字とする。 |
| | ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 |
| | ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。 |
| 摘要 | ・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 |
| | ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 |
| | ・工事開始時に速やかに撤去すること。 |

（工事説明看板の記載例）
［工事説明看板］
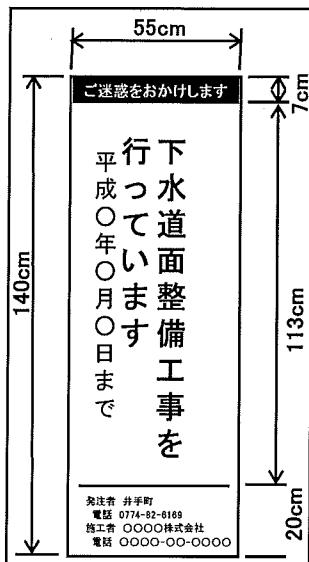
［工事説明看板］

| | |
|---|---|
| 設置期間 | ・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。 |
| 設置位置 | ・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 |
| | ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。 |
| 規格色彩等 | ・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 |
| | ・「下水道面整備工事を行っています」等の工事内容については、青色文字とする。 |
| | ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 |
| | ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。 |
| 摘要 | ・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 |
| | ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 |

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

※　◎は必須項目であることを示す。